

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaisushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaisushin@nifty.com
東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367
郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

旬刊 社会通信

NO. 1298 二〇一九年十月一五日号

〈もくじ〉

■巻頭言■

東電裁判と河野防衛相

原野人：2

秋の二百kmリレーデモへの決意も交流

稲村守：3

―大飯原発再々稼働現地反対闘争―

国家とはなにか

：3

―森勉さんと中澤さんの対話(五)―

階級社会と国家(三回目の学習会)

森勉：3

―学習会レジュメ 第2・3回―

国家とは何か―『起源』と「憲法学」

中澤秀行：4

―学習の参考にして下さい(二)―

国家論と唯物史観

滝野忠：8

―「国家について」―

鉄道 切り捨て、廃止は認めない 佐野周二：10

―道知事への質問、回答、コメント―

読者からのおたより …… 12

二〇一九年十月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

東電裁判と河野防衛相

東電旧経営人「無罪」判決は、国家・国家機関とは何かを分かりやすくしている。裁判所も階級支配の道具であり、資本家階級が、事実上は独占資本が労働者階級や農民や小経営者を支配し、搾取し抑圧し続けるための装置であることを示している。

福島第一原発事故で、東京地検は起訴せず、くじで選ばれた市民11人からなる檢察審査会が起訴相当と議決し、檢察官役の指定弁護士が強制起訴した裁判である。

ここでは東電の大資本家を代表する旧経営者たち（勝俣元社長・会長、武黒元副社長、武藤元副部長・副社長）に関する驚くべき事実が明らかとなった。

2002年7月には国の地震調査研究本部が『長期評価』を公表し、福島第一原発の沖合を含む日本海溝沿いでM8.2級の津波地震の可能性を指摘していた。

2008年2月には、上記経営陣3人が出席した会議で、『長期評価』を取り入れた暫定的な津波計算により、「7.7m以上」の津波が原発を襲う可能性が報告された。

同年3月には東電子会社が『長期評価』をもとに津波の高さを詳細に試算し、「最大15.7m」の結果を東電の地震・津波担当者に報告している。

同年6月には担当者らが武藤元副社長に試算結果を報告した。

同年7月には武藤氏が『長期評価』の検討を外務（御用）機関に依頼するよう指示。

2009年2月には旧経営陣3人が出席した会議で、地震担当部長が「14m程度の津波が来る可能性があるという人もいて」と発言。

これらの事実が明らかにされたにもかかわらず、東京地裁は「結果の重大性を強調するあまり、あらゆる可能性を考慮して必要な措置を義務付けられれば、法令上は認められた運転が不可能になる」として、改善措置を怠ったままの運転をよしとし、旧経営者を無罪とした。原発ありきの判決である。多くの人間の命よりも独占資本の利潤の上に置く論理である。そもそも大地震列島に原発建設など許されないはずである。判決と同様な論理によって、原発を推進してきた歴代の首相も諸大臣も免責される。

河野太郎新防衛大臣は着任の記者会見で、かねてから脱原発を唱えていたことに関し、今はどう思うかと問われ、「所管外だ」と言い残して会見場を足早に去った。赤い顔をさらに真っ赤にして。

しかし考えてもみよう。どこかの国と開戦した場合、原発は最大の攻撃目標となる。内蔵される死の灰は原爆何万発分にも相当する。核弾頭を使わなくとも、火薬弾頭の短距離ミサイルで、十分に日本中を死の灰に沈めることができる。

巨費を投じてイージス・アショアやイージス艦などを装備したところで、あちらの国は短・中距離ミサイル等を同時に連射できる能力を持つ。現に9月23日の東京新聞は「北ミサイル一部探知できず」と大きく報じている。

原発などを速やかに停・廃止し、使用済みや使用中の核燃料をより安全な場所の十全な管理保管に移行することは、「所管外」どころか、防衛大臣の重大な任務のほずである。

（原野人）

秋の200キロリレーデモへの決意も交流

―大飯原発再々稼働現地反対闘争―

9月13日、福井県おおい町で本年7月4日から定期検査入りしていた関電大飯原発4号機の再々稼働に反対する福井と関西の仲間50人が集まり、現地反対行動が取り組まれた。

原発が所在する大島半島に結集した仲間は、色とりどりの旗・ノボリを掲げ、「若狭のすべての原発を廃炉にせよ」「核のゴミを未来に押し付けるな」「老朽原発もうごかすな」とシュプレヒコールし、1時間半にわたって原発入り口の山中まで、民宿などの立ち並ぶ町をデモ行進した。

到着したデモ隊は、関電取締役会長・社長・大飯発電所長宛の申し入れ書を、原発うごかすな！実行委員会@関西・福井を代表して、木原壮林さん（若狭の原発を考える会）が読み上げ所長に手渡した。この実行委員会の呼びかけにこたえて参加した仲間は、デモ到着後2時間半にわたって抗議のシュプレヒコールをし、福井・滋賀・京都・大阪・兵庫など各地の闘いの訴えを行って、この秋の老朽原発うごかすな！キャンペーンの提起の各府県・各地域の具体化の模様や決意を交歓しあった。初めて関電姫路支店から大阪中之島の関電本店まで、90キロのリレーデモを実施する兵庫の仲間、「滋賀県だけでも4か所の集会・講演会を実施し、特に10月12日の米原集会には平尾米原市長が集会で歓迎の挨拶もされ、私たちを出迎えてくださる」と紹介してくれた滋賀の仲間、京都の市内や北部舞鶴での集会だけでなく、府南部の宇治市でも取り組みを、今春初当選の市民派女性市議とも一緒に行う報告など、地元福井の中寫哲演さんはじめ福井県北部からのきめ細かいリレーデモや自治体要請行動の準備の報告なども含めなされ、警備の関電・警察側なども興味深く聞いていたようだ。

夕方前で抗議行動を終え解散後の夜9時過ぎに、大飯原発3号機の時と同じようなパターンで、関電側はひっそりと（した時間をわざわざ選び）再々稼働のボタンを押した模様である。（さいなら原発びわこネットワーク 稲村守）

国家とはなにか

―森勉さんと中澤さんの対話（五）―

階級社会と国家（三回目の学習会）

森から学習会仲間および中澤へ 9月13日（金）、レーニン「国家について」の三回目の学習会を行いました。参加は滝野さん含め9名。前回行った485〜489頁のおさらいも含め、485〜493頁をやりました。

最初の回（6月）で、「国家という暴力機構は階級への社会の分裂とともに発生した、階級社会の形が変わってもそれに応じた国家があった」ということを学んだわけですが、前回と今回は、「ではなぜ、階級社会に国家は必要なのか」という問題についてです。

レーニンは「支配階級が、労働し生産して実際に社会を支えている階級を支配し、

服従させるため」に国家があるのだ、と答えています。資本主義国家も、「全人民の国家」と言いながら、その本質は私的所有を守り、資本が労働者階級を抑圧するための国家だということです。

ここで資本主義国家が社会主義国家に対し「盗賊の国家」「自由がない」というのは、社会主義は、生産手段を資本家階級から奪って国有・社会の共有にするから資本の目からすれば「盗賊」になるし、「他人を搾取する自由、搾取することを正当化する自由はない」という限りで「自由は制限される」けれど、それを称して「社会主義は自由がない」と非難している、ということですよ。資本主義社会においても、卑近な例になりますが、あおり運転が禁止される（遅すぎるくらいだ）ように、「前を走る車が邪魔だ」というような自分勝手な自由が許されるわけではなく、他人の自由や他人との共存において制限される（「公共の福祉」）場合があることになります。

次回にも関連することですが、この日は、最近有名になった「立憲主義」についても少し議論しました。

関心をもたれた方、次回【10月11日(金)、18時45分】ご参加下さい。（森勉）

中澤から森へ 昨日の手紙の続きです。思いつくままに記す雑談ですが、レーニンの「国家について」の学習の参考になればと思っております。

国家とは何かー『起源』と「憲法学」

ー学習の参考にして下さい(二)ー

(7) 国家とは何か ー『家族・私有財産・国家の起源』の記述より

まず、『家族・私有財産・国家の起源』で、最も気になる箇所、重要と思われる次の箇所に眼を通してください。

「国家は、けっして外部から社会におしつけられた権力ではない。同様にそれは、ヘーゲルが主張するように、「人倫的理念の実現」、「理性の形象および実現」でもない。むしろそれは、一定の発展段階における社会の産物である。それは、この社会が、解決できない自己矛盾にまきこまれて、自分では取り除く力のない、融和しがたい対立物に分裂したことの告白である。しかし、これらの対立物が、すなわち抗争しあう経済的利害をもつ諸階級が、無益な闘争のうちに自分自身と社会とを消尽させないためには、外見上社会の上に立つてこの抗争を和らげ、これを「秩序」の枠内に保つべき権力が必要となった。そして、社会からできながらも、社会の上に立ち、社会からますます疎外してゆく権力が、国家なのである。

古い氏族組織と対比して国家を特徴づけるものは、第一、に領域による国民の区分である。：。第二は、公権力の樹立である。：。この公権力はどんな国家にも存在する。それは、たんに武装した人間からなるばかりではなく、氏族社会がまるで知らなかった物的付属物、すなわち監獄や各種の強制施設からもなる。：。

この公権力を維持するためには、国民の抛出が必要である——すなわち租税である。これは、氏族社会にはまったく未知のものであった。：。文明が進歩するにつれて、租税でもはや足りなくなる。国家は将来にたいして手形を振出し、借入れをおこな

う。すなわち国債である。…。
公権力と徴税権を掌握して、官吏はいまや社会の機関として社会の上に立っている。

国家は階級対立を制御する必要から生じたのであるから、しかしそれは同時にこれらの階級の抗争のただなかで生じたのであるから、それは通例、もつとも有力な、経済的に支配する階級の国家である。そしてこの階級は、国家をつうじて、政治的にも支配する階級となり、こうして、非抑圧階級を抑圧し搾取するための新しい手段を獲得する。こうして、古代国家は、なによりもまず奴隷を抑制するための奴隷所有者の国家であったし、同様に封建国家は、農奴・隷農的農民を抑制するための貴族の機関であったし、近代的代議制国家は、資本による賃労働の搾取の道具である。…。

こうして、国家は永遠のむかしからあったものではない。国家なしですんでいた社会、国家や国家権力を夢にもしかなかった社会が存在していた。諸階級への社会の分裂と必然的に結びついていた一定の経済的發展の段階で、この分裂によって国家が一つの必然事となった。いまやわれわれは、これらの階級の存在が一つの必然事であることをやめたばかりか、生産の積極的な障害になるような生産の發展段階に、急ぎ足で近づいている。それらの階級は、以前にそれらが発生したのと同じように、不可避免的に滅びるのである。それらとともに国家も不可避免的に滅びる。生産者たちの自由で平等な協力関係の基礎のうえに生産を新たに組織する社会は、全国家機関を、そのばあいにはかるべき場所へ移しかえる。すなわち、紡ぎ車や青銅の斧とならべて、考古博物館へ。」(岩波文庫 225〜230頁)

※※※

『広辞苑』や「憲法学」における「国家の概念」

(一) 高校の授業で教わった「国家」及び『広辞苑』での「国家」

五十年前になりましたが、高校時代の「政治経済」の授業でも、国家の三要素として「領土、国民、主権」を教わったものですが、こうした定義が一般的にはされているのです。試験問題に「国家の三要素を記せ」と出題されれば、「領土、国民、主権」と回答すれば正解ということでしょう。こうして、これを学校で習った知識を常識と化し、一般に認知されている「国家」でありましょう。

ちなみに、日本国民の常識的な知識の源と言われる『広辞苑』で「国家」について調べますと、「一定の領土とその住民を治める排他的な権力組織と統治権とをもつ政治社会。近代以降では通常、領土・人民・主権がその概念の三要素とされる。」、という訳です。これが現在の一般的な「国家」に対する理解であり、社会通念ということでしょう。

(二) 大学の「憲法学」で教わる「国家」

学生時代、「憲法」は深瀬忠一教授の講義を受講し、テキストは小林直樹著『憲法学講義』上・下(東大出版会)でありました。

憲法は国家の基本法ですから、初めに「国家とは何か」がテーマとなります。テキストは、「憲法はまず、国家の統治体制を定める基本法」であるとし、「国家の存在が前提」となることが記されています。

そして、テキストは「国家の概念」として、次のように定義するのです。「通常の

定義に従えば、国家は『一定の地域（領土）を基礎とし、固有の支配権（国家主権）のもとに、一定の範囲の人間（国民）によって組織される、政治的な組織体（統治団体）である』と規定される。」と。また、「国民」を次のように定義します。「国民とは法的に定義づけられ、国家に所属し、国のこのような支配権に俗人的に服する人間である。」と。

今も版を重ねる芦部信喜著『憲法』（岩波書店）には、「一定の限定された地域（領土）として、その地域に定住する人間が、強制力をもつ統治権のもとに法的に組織されるようになった社会を国家と呼ぶ。したがって、領土と人と権力は、古くから国家の三要素と言われてきた。」と、「国家の三要素」が記されています。

（三）マルクス・エンゲルスの「国家論」と「日本国憲法九条」

高校の「政治経済」や大学の「憲法」のテキスト及び『広辞苑』で定義されている「国家の概念」なり「国家の三要素」と言われるものについては、先に示したように『家族・私有財産・国家の起源』では、「古い氏族組織と対比して国家を特徴づけるものは、第一に、領域による国民の区分である。……。第二は、公権力の樹立である。」、とあります。一定の「領域」に「国民」がいて「公権力」を有するのが国家でありませぬ。しかし、マルクス・エンゲルスの「国家論」は、これに留まってはいませぬ。それは、国家は人間社会の「一定の発展段階における社会の産物」という認識によります。「国家には主権がある」と学校では教わりませぬ、すなわち国家は公権力を有するのです。エンゲルスは、その公権力の中身について、「武装した人間」、「監獄や各種の強制施設」と述べ、続けて「この公権力を維持するために」「国民から」「租税」を取りたてると述べませぬ。そして「文明が進歩するにつれて、租税でもはや足りなくなると。国家は将来にたいして手形を振出し、借入れをおこなう。すなわち国債である」と。そして、「公権力と徴税権を掌握して、官吏はいまや社会の機関として社会の上に乗っている」、という訳です。

税金や国債の何たるかが、ここでは端的に示されています。税金や国債を使って、「賃労働と資本」という「資本主義的生産様式」、すなわち搾取関係を維持するために近代的代議制国家あるいは資本主義国家は存在しているのです。こうした国家社会は「市民社会」と称され、圧倒的な人々に支持されている訳です。そしてその公権力を最終的に代表するのは「武装した人間」ですが、これをレーニンは「常備軍と警察」とは、国家権力の暴力行使の主要な道具である」（『国家と革命』岩波文庫21頁）と述べるのです。

日本国憲法は市民社会の憲法であり、故にブルジョア憲法であります。憲法29条は財産権が認められ、これにより生産手段の私的所有が認められています。したがって、階級社会である資本主義国家の憲法です。

しかし、この憲法には9条があり、第一項に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」続いて第二項で「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」というのです。「国家権力の暴力行使の主要な道具である」「常備軍と警察」のうち、最強の「軍隊」を持つことを禁じているのですから、階級社会で

ある資本主義国家としては異例の条項ということになります。

ですから、自民党が、憲法9条の改正は結党以来の党是だとか、悲願だとか言う理由は、ここにあると言えましょう。

護憲、とりわけ「9条護憲」という時、現実にはこの運動を担っている多くの人達、私の知っている人達の内容は、「絶対平和主義」を基調としておられると思います。前出の故深瀬忠一先生の『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店）もこうした立場での著作になっているのだと思っております。勿論、今の時世ではこうした人達は全く大切です。生意気を言いますと、こうした平和主義者の人達に、国家の本質、その軍事の本質を、知ってほしいのです。太平洋戦争を思い起こせば、満州でも沖繩でも、そして終戦を迎えるに当たっても、軍隊は国民を護ろうとしたのでなく、国家体制を護ろうとしたことは明白です。

そして、資本主義社会とは何か、この理解なくして、社会主義、社会主義社会の理解はあり得ません。

（8）国家とは何か く『フオイエルバッハ論』くの記述よりく

次に『フオイエルバッハ論』で、「国家」について述べられている重要と思われる次の箇所を記させてもらいます。

「巨大な生産手段と交通手段とをもつ現代においてさえ、国家は独立の発展をする独立した領域ではなくて、その存在も発展も、けっきよくは社会の経済生活の諸条件から説明されなければならない……。今日、大工業と鉄道の時代においてもなお、国家は、大体において、生産を支配している階級の経済的諸要求の総括的な形での反映にすぎない……。

国家のうちに、人間を支配する最初のイデオロギー的な力がわれわれにたいして現れる。社会は、内外からの攻撃にたいしてその共同の利益をまもるために、自分のために一つの機関をつくりだす。この機関が国家権力である。この機関は、発生するとすぐに、社会にたいして独立するようになる。そしてそれが一定の階級の機関となって、この階級の支配を直接に行使するようになるほど、ますますそうなってくる。支配階級にたいする被抑圧階級の闘争は必然的に政治闘争、まず第一に支配階級の政治的支配にたいする闘争となる。この政治闘争と経済的基礎との連関の意識はうすれていき、まったく消えうせてしまうこともある。当事者のばあいには完全にそうなることはないが、歴史家のばあいはほとんど常にそうになっている……。

ところで国家は、ひとたび社会にたいして独立するようになると、ただちにそれ以上のイデオロギーを生みだす。というのは、職業的政治家や国法の理論家や私法学者においては、経済的諸事実との連関が著しく見失われるからである。経済的諸事実は、どんな個々のばあいでも、それらが法律の形で認可されるためには、法律的動機という形式をとらなければならないし、またそのさい当然のこととしてすでに施行されている法律体系の全体が顧慮されなければならないから、そこで法律的形式がすべてで経済的内容は無であると考えられるようになる。国法と私法は、独立の領域として取扱われるようになり、それらは独立した歴史的發展をし、またあらゆる内的矛盾を除去することによってその自身として体系的に叙述しうるしまたそうしなければならぬものとして取扱われるようになる。」（岩波文庫版75く78頁）

勉強会の盛会を祈念しております。（つづく） 2019年6月16日 中澤 秀行）

国家論と唯物史観

―「国家について」―

学習 「国家について」の学習会、学習会仲間の熱意とチューターの森さんのがんばり、そして中澤さんの貴重な助言で、順調に―といっても悪戦苦闘、頭をヒネリながらですが―進んでいます。テーマがテーマ、しかも「国家論」について学習・討論するのははじめてですから、行きつ戻りつです。レーニンの前書きで「かんたんじゃない、わからんところは何度でも、そして自分のものにせよ」とくり返し述べていますから、それが真理を追究する正しい道と励まし合っています。

この日はSさんが報告です。彼は国家について「一階級の階級にたいする支配を維持するための機構―一階級に他の隷属させられた諸階級を服従させておくための機構である。」を強調され、①原始共産時代に階級はなかったのか、②どうして階級が誕生したのか、③奴隷社会（ギリシャ、ローマの時代）にあつて、すべての生産は奴隷が行っていた。食料・道具等。兵士もか、④奴隷制時代と農奴制時代では「搾取の形態が変わった」とあるが、どのように変わったのか等の問題意識と疑問を提起されました。

これらの回答は、ここでは掲載しませんがSさん自身の報告、そして本誌前号に掲載した森さんのレポートにあります。仲間たちの報告は完璧です。十数年の学習の積み重ねの力ですね。たいしたものですよ。

労働者階級の規定 お二人ともふれられませんでした。が、「階級および階級闘争」を考えるにあたって重要なことは、「階級とは何か」「プロレタリアートの階級規定」です。レーニンはプロレタリアは「生産過程においてもつばら自分の労力、労働力を売ることによって生活手段を受けとる賃金労働者」（484頁）と規定しています。女性解放論者や心優しきプチブル学者たちは「主婦も労働者」、「格差がより強まったのが階級社会」などと、マルクスやエンゲルスの階級論を否定し、所得再分配でユーロピア社会をめざし、自信を失った「社会主義者」は彼らの誤った見解を鵜呑みにし疫病をばらまいているからです。

研究の手引き ある学習会で「史的唯物論」を学習していくなかで、これまで難しくついでいかげんにしていた①マルクスの『フォイエルバッハに関する十一のテーゼ』（1845年）『経済学批判序説』（1859年）、②エンゲルスの『フォイエルバッハ論』（1886年）、『反デューリング論』（1877年）、『空想から科学』第3章と同文庫に納められている『史的唯物論について―1892年英語版への序文』、③レーニンの『唯物論と経験批判論』（1908年）、『カール・マルクス―略伝とマルクス主義の解説』（1918年）の「唯物史観」を悪戦苦闘しながら理解に努めました。

史的唯物論あるいは唯物弁証法の歴史解釈とはこうであると、マルクスは『共産党宣言』第一章のブルジョアとプロレタリア、『ルイ・ボナバルトのブルーメル18日』（1852年）、『資本論』の価値形態論や資本主義的蓄積の一般法則で示しています。エンゲルスは、「われわれの歴史観（唯物史観）は何よりもまず研究の手引きであつて、ヘーゲル哲学流の既成のテクではない」と述べています。

史的唯物論と社会学 われわれ凡人にとつて難しいのは「研究の手引き」の中味です。これをもっとよく示してくれているのがレーニンです。『国家について』のなかでも、それを学びとれます。レーニンはマルクスとエンゲルスの学説をわがものとし、史的唯物論をロシアの資本主義国家に適応し、世界ではじめて社会主義革命をなしたとげた巨人です。レーニンはさきの「唯物史観」で19世紀後半から20世紀のマックス・ウエーバー流の社会学や20世紀のアメリカ流大衆社会学と史的唯物論の根本的ちがいに ついて、こう述べています。

【唯物史観の発見、あるいはもつと正確に言えば、社会現象の分野への唯物論の首尾一貫した延長、適用によって、それ以前の歴史学説のもつていた二つのおもな欠陥が取りのぞかれた。第一には、それ以前の歴史学説は、せいぜい人々の歴史的活動の思想上の動機を考察したにとどまり、こうした動機がなにによって呼びおこされたかを研究せず、社会諸関係の体系の発展における客観的合法則性を把握せず、これらの関係の根源が物質的生産の発展の程度のうちにあることを見てとらなかつた。第二には、それ以前の学説は、ほかならぬ住民大衆の活動を考えに入れていなかったが、これにたいして史的唯物論は、大衆の社会的生活諸条件とこれらの条件の変化とを自然史(博物学)的な正確さで研究するをはじめて可能にしたものである。

マルクス以前の「社会学」と編史とは、せいぜい断片的にかきあつめてきた生のままの事実の集積や歴史的過程の個々の側面の描写をあたえただけであつた。マルクス主義は、いつさいのあい矛盾する諸傾向の総体を考察し、それらをさまざまに社会諸階級の、正確に規定できる生活諸条件と生産諸条件とに帰着させ、個々の「主導的」な思想をえらびだしたり解釈したりする点での主観主義と気ままを排除し、例外なしにあらゆる思想、あらゆるさまざまな傾向の根源が物質的生産力の状態にあることをあきらかにして、経済的社会構成体の発生、発展、衰退の過程を包括的、全面的に研究する道をさししめした。

人間は自分で自分の歴史をつくる。しかし、その人間の、しかも多数の人間の動機はなにによつて決定されるのか、あい矛盾する思想や志向の衝突はなにによつて呼びおこされるのか、あまたの人間諸社会のこれらすべての衝突の総体はどういうものか、人間の歴史的活動全体の土台をつくりだす物質的生活の生産の客観的諸条件はどういうものか、これらの条件の発展法則はどういうものか、……マルクスはこれらすべての問題に注意をむけ、歴史を、はなはだしく多面的で矛盾にみちたなかにも合法的な、単一の過程として、科学的に研究する道をさししめしたのである。】(レーニン全集、第21巻44〜45頁)

「研究の手引き」は「国家について」で、【「国家の問題を科学的見地から取り上げるためにもつとも重要なことは、基本的な歴史的関連をわすれないことであり、ある現象から歴史上にどのように発生したか、この現象はその発展においてどういう主要な段階を通ってきたかという見地から、どの問題をも考察することであり、その現象のこのような見地から本物がどうなっているかを考察することである。」さらに、「国家の問題にかぎらず、あらゆる問題、たとえば資本主義の発生の問題でも、社会主義の問題、社会主義がどのように出現したか、どういう条件がそれを生み出したかという問題でも、その発展全体に歴史的な回顧をあたえてこそ、はじめてそれを正しく取り上げることが―すべてこういう問題をしっかりと、確信をもつて取り上げることが出来る。】と。

レーニンは、歴史(情勢)を分析する場合、大衆の活動を考慮に入れ、社会関係の

体系を全体的につかみとらねばならぬというのです。

森さんが討論を呼びかけている「資本主義国家はなぜ『全人民の国家』であることを偽装するのか」は、本誌今号の中澤さんのコメント「国家とは何か」―『家族・私有財産国家の起源』の記述より」や「付録Ⅱおまけ」として書いている『憲法学』における『国家の概念』がヒントをあたえてくれます。

これを発展させていけば①三権分立とは、②われわれ社会主義者が、なぜブルジョア憲法である日本国憲法を擁護し、憲法改悪に反対するのか、③今はやりの「立憲主義」の規定、④ブルジョア民主主義とプロレタリア民主主義の本質を考えることにつながります。

(滝野 忠)

鉄道 切り捨て、廃止は認めない

―道知事への質問、回答、コメント―

北海道全域は鉄道網廃止の危機にある。道は広大で人口が少ない。多くが過疎地である。小樽―札幌―旭川が本州における近郊線となり、札幌を起点とする函館本線、滝川―根室間の根室本線の釧路、函館は切り捨ての方向にある。

道民は、生活の足、〃弱者〃の利便性、生活を守るため「鉄路を守れ、オール北海道で守りぬこう」と運動を強めている。「切り捨てられる」地方線の一つが根室本線や日高線。「存続を求める会」は9月1日、知事に4項目の質問状を提出。道は9月10日回答した。以下は質問状とその回答、平良則新得代表のコメントである。(根室本線の災害復旧と存続を求める会事務局 佐野 周二)

北海道知事・鈴木直道様への質問事項(2019年9月1日)

―根室本線の災害復旧と存続を求める会―

北海道知事・鈴木直道様宛に、「…根室本線新得―富良野間や日高線鶴川―様似間などは災害復旧をしなければ『国、道、JRによる議論の土俵から外されている』『バス転換の動きが加速する』と危惧しています。…」と災害復旧と存続を求める公開質問状(9月1日)を送りました。

質問1 「JRへの支援制度」「鉄道軌道法改正案」成立(2018年6月15日参議院本会議)「激甚災害法」などあります。不通になっている新得―東鹿越(南富良野町)間の災害復旧について道民目線で、どう考えていますか？

質問2 解決に向けた国による適切な指導とは具体的には、どう考えていますか？

質問3 根室本線は災害時に石勝線が不通となった時の代替ルート、観光客の周遊ルートの評価を関係者間で議論されていると伺っています。その役割、可能性(利用促進策など)について、どう考えていますか？

質問4 十勝集会(2018年6月)、十勝の集い(2018年11月)は、資料のように多くの賛同を得ました。「道交通政策総合指針(2018年3月策定)と道議会や十勝、上川、道東・道北の市町村会意向などを斟酌いただき、北

海道知事として根室本線の災害復旧と存続を国に要請できないでしょうか？

J R 根室本線（新得―富良野間）の災害復旧と存続を！
北海道知事 鈴木直道様 からの公開質問状に対する回答

公開質問状に対する回答について（2019年9月10日） 北海道知事 鈴木直道

令和元年9月1日付けで送付のあった公開質問状について、次のとおり回答いたします。

1、質問1について J R 根室線新得・東鹿越間（以下「根室線」という。）については、大規模な自然災害により、運休が長期にわたり、通学や通院など住民の暮らしに様々な影響が出ていることから、道としては、鉄道網の将来に不安を抱える地域の皆様の声を受け止め、地域交通の確保に向け、取り組んでいく必要があると考えております。

2、質問2について この問題の解決にあたっては、J R 北海道が、市町村や地域の関係者の理解を得ながら、信頼関係のもとで、検討を進めていく必要があることから、J R への監督権限を有する国においては、J R に対し、地域とより丁寧な協議を行うよう指導するなど、地域協議を円滑に進めていくために必要な役割を果たす必要があると考えております。

3、質問3について 道としては、昨年3月に策定した北海道交通政策総合指針（左記別紙参照）に基づき、道北と道東を結ぶ災害時の代替ルートや、観光列車など新たな観光ルートの可能性といった観点も考慮するとともに、圏域間のネットワークや今後の活力ある地域づくりなどにも十分配慮しながら、地域における検討・協議を進めていく必要があると考えております。

4、質問4について 国による災害復旧事業費補助の活用にあたっては、当該路線の持続的な維持が前提とされていることから、根室線の災害復旧については、まずは、地域における将来を見据えた交通体系のあり方について議論を進めていく必要があると考えております。

道としては、引き続き、北海道交通政策指針（別紙）の考え方や地域の実情を踏まえながら、最適な公共交通体系の確立に向け、地域の皆様とともに、議論を尽くすうえで、必要な対応を検討したいと考えております。

別紙 北海道交通政策総合指針（平成30年3月 北海道策定） 抜粋

2 鉄道網の展望

(2) J R 北海道単独では維持困難な線区に対する考え方 根室線 道北地域（富良野―新得間）

圏域間のネットワーク形成や、今後の活力ある地域づくりの観点に十分配慮しながら、他の交通機関との連携、補完、代替も含めた利便性の高い最適な公共交通ネットワークの確保に向け、地域における検討・協議を進めていく。

検討にあたっては、道北と道東を結ぶ災害時の代替ルートとして、また、観光列車など新たな観光ルートの可能性といった観点も考慮することが必要である。

北海道知事・鈴木直道様の回答に対する

平良則新得代表コメント

私共、根室本線の災害復旧と存続を求める会の公開質問に対し、回答を寄せて頂いた北海道知事・鈴木直道様に御礼を申し上げます。根室本線（新得―富良野間）については、必要性があるとの考えが述べられております。

北海道観光、貨物輸送のう回路線として根室本線を復旧させるべきとの考え方を道としての考え方を持っていること、復旧については、国の責任とJR両方の役割をそれぞれ果たすべきとの考え方があると理解できます。

回答文には「考えております」とか「必要と考えている」との言葉が多くありますが、もう考えている段階ではなく、政策として具体的な取り組みが必要です。

当会は、今後とも十勝・上川・全道の諸団体と連携をはかり、オール十勝・オール北海道の力を強め、国・JR北海道・道に対し、根室本線の災害復旧、北海道の鉄路存続を訴えます。

◇読者からのおたより◇

われわれは屈しない、関生弾圧に反撃 コンプライアンス活動の国際シンポ開催

9月14日、「国際シンポジウム・企業のコンプライアンス活動と産業別労働組合の役割」が、京都市内で開催された。主催したのは全日本建設運輸連帯労組。1年2か月にわたり、79人の組合員と8人の業者を不当逮捕し、今なお1年以上の長期勾留を強いている武建一委員長をはじめ、計6人の仲間が勾留中だ。このような労組破壊は許さないと会場満席257人が国内外から参加し、熱気あふれるシンポジウムとなった。（かななま勝手連・しが 稲村守）

9月17日（火）大津警察署からNさんの奪還勝ち取る！

1年にわたる滋賀の仲間の粘り強い抗議行動に感謝です。9月21日10時30分京都南警察署へ！ ついに、9月17日（火）夜8時過ぎ、Nさんが大津警察署から帰ってきました。

昨年の労働組合つぶしの不当弾圧に反対する抗議行動を、大津警察署前で当該の連帯ユニオンが開始したのは去年の8月から。私たち支援部隊が参加してちょうど1年です。そのころはNさんが現場の指揮者で司会で抗議行動を頑張っていました。

そのNさんが今年に入ってその大津警察署から不当逮捕・勾留されて301日。2月16日（土）の私たちによるNさんへの激励と警察への抗議行動開始からちょうど30回目のおと、Nさんの奪還を勝ち取りました。まだ滋賀県内には滋賀拘留所内にMさんが不当勾留されていますが、警察署段階にはなくなつたため、9月21日（土）からは京都の抗議行動に合流します。

京都南署には武委員長が不当勾留されています。今までに倍する抗議行動へのご参加をお願いします。いずれにしても、昨秋急ぎよ「ニュース女子」放映中止のびわこ放送KKへの申し入れ行動に一晚のご連絡でたくさんの滋賀県内の良識ある市民の皆さんにご参加いただき、それを契機に「かななま勝手連・しが」も結成させていただきました。以後、毎週土曜日の大津警察署前抗議行動にご参加いただきました。おごれる安倍政権も久しからず。残る5人の仲間の全員奪還までガンバロウ！

『かななま勝手連・しが』ニュース第25号 2019年9月20日発行

消費税値上げと低所得者対策 2009円で何ができる！

1、妻宛てに送られてきた年金機構からの通知

「年金生活者支援給付金は、消費税引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者を支援するため、年金に上乘せして支給されるものです」と説明があり、請求手続きをするよう通知があった。

当然、手続きをしたが、「12月中旬に受給している年金と同時に、年金生活者支援給付金を支給」とある。「年金生活者支援給付金の見込み額(月額)は2009円」である。2009円で何か生活の糧になるのか、バカにしないでくれ。

2、私に送られてきた市役所からの通知

「プレミアム付商品券の購入申請」が送られてきた。申し込み申請をしたが、世帯主が低所得者(低年金)で、県・市民税の支払いが免除されている世帯で、低年金者を対象に最大2万円で2万5000円分の「プレミアム付商品券」を買えるというもの。私と妻の2人が対象で、4万円で5万円分の「プレミアム付商品券購入引換券」が送られてきて、10月1日から郵便局などで販売される、というもの。使用(買い物)は、市内の店舗が列記されている。

商品券使用期間は、10月1日から来年の3月31日までとなっている。

3、この2つのことから、我が家は極貧家庭であることに改めて気付いた。息子や娘の援助で生きていることを痛感した。

追いつけを掛けるように、安倍政権は「全世代型社会保障」のあり方に関する検討会議の初会合(2019年9月20日)で、介護サービスの自己負担を1割から2割に、ケアプラン作成者に自己負担導入。後期高齢者の窓口負担を1割から2割に引き上げようと検討を開始し、年金・介護の制度変更は年末までに中間報告を取りまとめ、2020年の通常国会に提出するという。また、医療については、2020年夏の「骨太の方針」作成に合わせて最終報告をまとめ、2020年秋以降の法改正を目指すとしている。

4、妻は介護保険でサービスを週4回利用しリハビリを行い、心臓病など複数の病気で専門医にかかっている。「長生きはやめろ、早く死ぬ」と言われているようだ。返す言葉が見つからない。

(2019年9月27日記、千葉・貧困生活者の叫び)

社会保障を金もうけの対象にするな！

消費税 大企業は大儲け 「消費税10%への引き上げ反対！」「国会審議もしないまま増税するなど許せない」等々、街角での声は日増しに大きくなった。そんな中での値上げの断行、許せない！

これによって、私たち庶民の暮らしや中小業者の運営には、限界を超える負担が押し付けられ苦しめられる一方だが、輸出大企業は消費税の還付金を受け取れる。日本を代表する輸出製造業13社だけでも約1兆円を超えるという。さらに、企業は正社員を減らし、必要な労働力を派遣や請負などに置きかえれば、それらの経費は「仕入れ税額の控除」の対象となり、企業による正社員のリストラや非正規化・外注化が促進されることにもなる。地域と職場は潰滅的な状況になるのでは？

悪人ばかり その上、参院選後の9月11日、第4次安倍再改造内閣で、首相は憲法改悪は「困難な挑戦だが、必ず成し遂げる」と強調し、社会保障は「全世代が安心できる制度を大胆に構想する」「雇用・年金・医療・介護など幅広い分野で具体策を検討し」、「70歳までの就業機会を確保」「中途採用の大幅な拡大と共に高齢者が働きやすい環境を整える」「年金受給年齢の選択肢を拡大し、年金開始年齢を75歳まで選べるようにする仕組みをつくる。」と説明、9月20日「検討会議」の初会合を開いた。

そのメンバーは、議長に安倍総理、議長代理は西村康稔全世代型社会保障改革担当大臣、構成員には麻生太郎副総理兼財務大臣、菅義偉内閣官房長官、高市早苗総務大臣、加藤勝信厚労大臣、菅

原一秀経済産業大臣、「有識者」として遠藤久夫国立社会保障・人口問題研究所所長、翁百合株式会社日本総合研究所理事長、鎌田耕一東洋大名誉教授、櫻田謙悟SOMP Oホールディングス株式会社、グループCEO取締役代表執行役社長（経済同友会代表幹事）、清家篤日本私立学校振興・共済事業団理事長、中西宏明株式会社日立製作所取締役会長兼執行役（経団連会長）、新浪剛史サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長、増田寛也東京大公共政策大学院客員教授、柳川範之東京大学院経済学研究科教授。

右のメンバーには肝心な労働者の代表や介護現場や受給者の代表は誰一人入っていない。経団連の中西会長や経済同友会の桜田代表等財界や政府関係者ら、社会保障や労働法改悪をけん引し、介護にまで「生産性向上」と「インセンティブ（意欲向上・目標達成刺激策、報奨金）」を取入れ、医療や介護・年金までも金儲け、市場化・産業化を目論み、私たちを苦しめてきた「悪人」ばかりだ。

検討会議終了後、中西経団連会長が「高齢者の負担のあり方について大いに前向きに検討したらいいのではないか」と記者に語り、清家篤「社会保障制度改革推進会議議長が「給付と負担の問題は当然中心的な課題になっていく。打ち出の小づちはない」と、語る姿がNHKニュースで報じられたり、今回の検討会議を司令塔として官邸主導で、これまで以上に社会保障費削減を押し進めていくことが透けて見える。「憲法改悪を成し遂げれば軍事費がさらに必要にもなる。選挙結果を得て早くも始めた「全世代型」という耳障りの良い言葉は、現在の社会保障は「給付は高齢者が中心、負担は現役世代中心」と世代間の対立をあおりつつ、全ての世代に高負担を押し付ける常套手段だ。

利用者負担増と給付抑制 政府はこれまで年金でも、2016年12月成立の年金カット法で、「スライド調整率」を適応させ、年金引き下げを実行しながら、私的年金市場の拡大に取り組んできた。

社会保障費について『自然増』も含め、聖域なき見直し、徹底した効率化で利用者負担増と給付抑制に容赦ない、困っている地域住民には民生委員が声かけし、自治体の委託先「社協」や地域包括支援センターに案内する。地域包括ケアシステムの深化・推進（自助・互助・共助）によって、日常の切実な介護等はそれぞれ、介護保険や他の福祉サービス、さらには保険外へと誘導されるしくみとなっているが、社会保障の崩壊と監視国家への先導役を担わされているのかなど懸念を抱く。

また、2016年7月、厚労省に設置された『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が上意下達的に地域の課題解決の責任を地域住民や個人にすり替え、自治体責任を曖昧にしている。

今後、政府は官邸主導で団塊の世代が75歳以上になり始める2022年度迄にむけ仕組みを作って、よりいっそう社会保障費の抑制強化へと奔走し、団塊ジュニア世代が65歳に到達し「労働人口が大幅に減少する2040年『問題』」へと、善良なる市民を脅かしながら、議論を開始している。

まずは、介護保険で、①要介護1と2の生活援助サービスを「介護保険給付」から外し、市区町村の裁量で行う「総合事業」に移行する、②介護サービス利用時の自己負担（原則1割）の2割・3割負担の対象者拡大、③介護の要（かなめ）専門職・ケアマネジャーによる介護サービスの利用計画「ケアプラン」作成費用への自己負担導入など、来年の介護保険法改悪に向けて検討課題としている。

続いて21年の法案提出が想定されている医療では、④財務省の財政制度等審議会が75歳以上の窓口負担（原則1割）の原則2割への引き上げ、⑤薬剤自己負担の引き上げ等々、枚挙にいとまが無い。

「自死」それとも「孤立死」 昨今のテレビ＆新聞報道では、厚労省が全国424公的病院を名指しで「病床削減を速く進めろ！」と、圧力をかけた。医療費抑制を狙っての公表と伝えているが、今でも大幅な入院日数削減となっており、治りきらずに在宅介護へと誘導されるなか、利用料が払えず介護を受けられない悲惨な状況も目立つ。「自死」を選択する人、「孤立死」が増えるばかりだ。

こうして、社会保障費削減は受忍限度を超える抑制が続く中、防衛費の伸びは驚くほどの大軍拡。軍事費削減、法人税引上げ、一握りの高額所得者の保険料・利用料の見直し、低所得者の人間の尊厳を守る体制作りが急がれる。各市町村で組織をつくり、国に向けて取り組もう。（宮本嘉峰）